再編(スカイハイウェイ計画)を羽田空港再拡張事業に併せて実施する。

ウ 空港周辺空域

衛星を利用したRNAV(GNSS)に対応した出発 経路,到着経路,進入方式等のRNAVルートの拡大 を図る。

特に,東京国際空港及び成田国際空港を含む関東の上空空域では交通混雑が顕著となっており,交通量は更に増加していくとみられることから,羽田再拡張事業に併せて,RNAV及び新システム等を導入することにより,関東空域の再編を行う。

空域の有効活用

ア 基本的な考え方

空域の効率的な運用を実現するため,以下の考え 方の下,所要の措置を図る。

ア 航空機運航者が飛行経路,高度等をより少ない制限で選択し飛行することを可能とする運航上の新しい概念等を導入し,運用を行う。

イ 諸外国及び米軍等の空域管理機関との連携を 強化し,空域の有効活用を行う。

イ ATMセンターの機能活用

米軍,自衛隊等が使用する訓練試験空域等の空域 及び民間航空機の空域に対する需要を総合的に勘 案し,運航者,管制機関及び訓練空域等使用者との 状況の共有,緊密な調整機能の高度化等を推進する ことにより,安全かつ効率的な空域の利用を促進す る。

3 空港の整備

成田国際空港については,平成21年度末の供用に向けた北伸による平行滑走路の2,500メートル化の整備,旅客ターミナルビル等空港施設の能力増強を

推進する。

東京国際空港については,再拡張事業として新設 滑走路等の整備,PFI手法を活用した国際線地区の 整備等を推進するとともに,機能向上事業として既 存施設における空港能力,利便性,安全性を図るた めの整備を推進する。

関西国際空港の二期事業の施設整備については, 2本目の滑走路を供用するために必要不可欠なもの に限定し,平成19年に「限定供用」を図ることとさ れたが,18年12月には第2滑走路・誘導路が概成さ れるなど,19年8月2日の2本目の滑走路供用に向 けて整備を着実に推進する。

一般空港等については、滑走路の延長等として、 継続事業6空港の整備を行うとともに、各空港にお いて、空港機能を保持するための維持・更新等を行 う。

また,航空輸送サービスの質の向上を図り,国際 競争力の強化,観光立国の実現等に資するため, 「航空サービス高度化推進事業」を実施し,就航率 の向上等既存空港の機能の高度化や空域・航空路の 抜本的な再編等運航効率の向上を推進するととも に,重点戦略の展開,物流機能の高度化,ユニバー サルデザインの推進,空港を核とした観光交流の促 進に取り組む。

4 空港・航空保安施設の災害対策の強化

空港・航空保安施設については,既存施設の耐震補強及び調査を継続するとともに,最近の耐震技術の動向や地震動,津波に関する研究成果等を考慮しつつ,さらに空港の耐震設計基準等の検討及び整備を進める。

第2節 航空機の安全な運航の確保

1 航空運送事業者等に対する監督体制の強化

航空会社に対する専門的かつ体系的な安全監査を 引き続き実施するとともに,中小航空会社に対して も,国土交通省に監査担当部門を新設し,監視回数 の増加や抜打ち立入検査を導入するなど,監督体制 を強化する。

また,引き続き経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制の構築状況を国が評価する「運輸安全マネジメント評価」を着実に実施する。

2 予防的安全行政への転換

事故や重大なトラブル等の発生を未然に防止するため,安全情報の収集・分析を通じて,航空会社に対する安全対策の指示や安全基準の見直し等を行うとともに,安全上のトラブルの発生原因の傾向を分析するためのシステムの構築を行うなど,予防的安全行政を推進する。また,ヒューマンエラーの防止のため,航空従事者等の教育訓練方式の在り方について,引き続き検討を行う。

3 航空従事者の技量の充実等

高質な操縦要員の安定的確保

航空需要の増加等により、今後も長期的には、航空運送事業における航空機操縦士の需要の増加が見込まれていることから、独立行政法人航空大学校において、航空運送事業者での基幹となる操縦要員を養成し、その安定的な確保を図るとともに、航空運送事業者の行う自社養成についても、十分な指導を行い、操縦要員の質を確保する。

適切な医学適性管理の実施

航空機の安全運航を確保するためには航空機乗組員の心身の状態が健全であることが極めて重要であるため、航空機乗組員の身体検査を行う医師及び医療機関等について国土交通大臣の指定制度を設けているが、これらの医師等に対して講習会を通じ判定基準の統一的な運用を指導するとともに、航空運送事業者等に対し、航空機乗組員の日常の健康管理を十分に行うよう指導する。

また,航空機乗組員の医学適性や身体検査基準の 在り方について,国際標準との整合性を図りなが ら,新たな医学的知見を取り入れ,より合理的な制 度を確立していくことにより,航空機乗組員の需要 の大幅な増加に対応することとしている。

事故防止のための取組

航空運送事業者に対し,航空従事者等に安全に関する情報を周知徹底させ,安全意識の高揚を図るよう指導する。

4 航空保安職員の教育の充実

老朽化・狭あい化している航空保安大学校を移転

整備し、将来の航空保安職員の養成の充実を図るとともに、航空衛星システムを中心とする次世代航空保安システム等の進展等に併せ、職員研修コース・カリキュラム等の見直しを行い、訓練施設の充実を図る。さらに、国際化、経済社会ニーズ等の環境変化に対応できるよう、研修制度の改善、研修体制の強化を推進する。

5 外国航空機の安全の確保

我が国に乗り入れている外国航空機に対する立入 検査(ランプ・インスペクション)を実施し,外国 航空機の安全性を確認するとともに,問題点が発見 された場合には,当該航空機の所属する外国政府に 通知する等所要の措置を講じる。

6 小型航空機等の事故防止に関する指導等の強化

小型航空機の事故を防止するため,法令及び関係 規程の遵守,小型航空機の運航者に対する教育訓練 の徹底,的確な気象状況の把握等について指導を強 化するとともに,小型航空機の運航者が安全運航の ために留意すべき事項について全国8会場で開催す る安全運航セミナー等において周知徹底を図る。

また,小型航空機を運航することの多い自家用操縦士に対しては,操縦士団体等が開催する安全講習会への参加を呼びかけるとともに,講師の派遣等安全講習会への積極的な支援を行い,近年普及してきたレジャー航空については,関係団体を通じ事故防止の指導を行う。

さらに,近年発生している小型航空機の事故は, 操縦士に起因すると推定される例が多いため,自家 用操縦士に対する技量維持方策の見直しの必要性等 について検討する。

7 スカイレジャーに係る安全対策の推進

超軽量動力機,パラグライダー,スカイダイビング,滑空機,熱気球等のスカイレジャーの愛好者が今後も更に増加することが予想されるため, 日本航空協会,関係スポーツ団体等を通じた安全教育の充実,航空安全に係る情報公開,「スカイ・レジャー・ジャパン」等のイベントの機会等を活用し

て,スカイレジャーに係る安全対策の充実・強化を 図る。

8 危険物輸送の安全基準の整備

危険物の輸送量の増加及び輸送物質の多様化に対応すべく,国際民間航空機関(ICAO)及び国際原子力機関(IAEA)における危険物輸送に関する安全基準の整備強化についての検討に積極的に参画する。

また,航空運送事業者等については,危険物輸送 従事者に対する社内教育訓練の徹底を指導する。

9 航空事故等原因究明及び体制の強化等

航空事故及び航空事故の兆候(重大インシデント)の原因究明の調査を迅速かつ適確に行い,航空事故防止に寄与するため,事故調査職員の研修の充実を図るとともに,各種調査用機器の整備の推進に努める。

徴 航空交通に関する気象情報等の充実

気象情報等の充実

航空交通に影響を及ぼす自然現象を的確に把握し、飛行場予報・警報、空域を対象とする気象情報、航空予報図、航空路火山灰情報等の航空気象情報の質的向上と適時・適切な発表及び関係機関への迅速な伝達に努めるとともに、情報の提供体制の充実を図る。また、気象及び火山現象等に関する観測施設を適切に整備・配置し、観測体制の充実を図る。

東京国際空港においては,非降水時における低高度のウインドシアー(離着陸に重大な影響を及ぼす地上付近の風の急変)を検知可能な,空港気象ドップラーライダーの観測を開始する。

運航情報等の充実

空港情報(使用滑走路,進入方式,気象情報等), 飛行中の航空機から報告があった情報等を体系的に 整理・蓄積したデータベース等を利用して,運航者 及び関係機関に対して航空機の運航に必要な情報を 提供する。

第3節 航空機の安全性の確保

1 航空機,装備品等の安全性を確保するための技 術基準等の整備

航空機の安全性の向上を図るため、航空機の運航により蓄積された経験、新しい技術の開発動向等を踏まえ、必要な技術基準の整備を進める。このため、国際民間航空機関(ICAO)に定める標準等における国際的な基準策定作業に積極的に参画して我が国の立場からの意見をICAOに定める標準に反映させるとともに、諸外国における技術開発状況の把握に努める。

2 航空機の安全性に係る情報の収集,処理体制の 充実等

航空機の安全性に関する情報収集の強化,迅速化を図るとともに,国際会議への参加等を通じて外国の耐空性管理当局とも情報交換を緊密に行う。

また,引き続き航空安全に関する技術基準等につ

いてホームページ上での情報公開の一層の充実を図 る。

3 航空機の検査体制の充実

航空機検査官の質的向上を図るため,研修を実施するとともに,必要に応じ研修内容の見直しを行う

また,YS-11以来40年ぶりとなる国産旅客機開発の計画に適切に対応するために,新技術の基準適合性に係る調査や航空機技術審査センターの職員への研修の充実等を通じて審査能力の向上等を図る。

4 航空機の整備審査体制の充実

航空運送事業者の新規参入,整備管理の委託等による航空運送事業者の整備体制の多様化へ対応し審査の充実を図るため,整備審査官に対する研修の充実によりその質的向上を図るとともに,安全監査等